

(保 231) F
平成 23 年 3 月 14 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震により被災した被保険者等に係る
一部負担金等及び保険料の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震による被災状況等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者（被扶養者を含む）、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料（税）の納期限の延長及び猶予等の取扱いについて、別添のとおり、厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課及び厚生労働省保険局高齢者医療課より通知されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料の納期限の延長及び給付猶予等につきましては、当該通知等に基づき、各保険者において被害状況等に応じて適切に対処することとなっております。

<添付資料>

1. 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等
について
(平 23. 3. 11 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)
2. 平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料及び一部負担金の取扱いについて
(平 23. 3. 11 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)
3. 災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の
取扱いについて
(平 23. 3. 11 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課)